



長野県報

9月30日(火)
平成20年
(2008年)
号外

目次

公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) 1



公告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

平成20年 9月30日

長野県知事 村 井 仁

人 事 課

長野県報 平成20年9月30日号外別冊

長野県の人事行政の運営等の状況

平成20年9月

長野県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	職員数の状況	5
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	7
(1)	勤務時間の状況	7
(2)	休暇及び休業の状況	8
(3)	時間外(超過)勤務の状況	8
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	9
(1)	分限処分数	9
(2)	懲戒処分数	9
4	職員のサービスの状況	10
(1)	職員のサービス違反	10
(2)	営利企業等の従事許可	10
5	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	11
(1)	職員研修の実績	11
(2)	勤務成績の評定の状況	12
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
(1)	健康診断等の実施状況	13
(2)	共済組合の負担金・掛金	14
(3)	職員互助会の掛金・補助金	15
(4)	公務・通勤災害の認定状況	16
7	職員給与等の状況	17
(1)	人件費の状況	17
(2)	職員給与費の状況	17
(3)	特記事項	17
(4)	ラスパイレス指数の状況	17
(5)	給与改定の状況	18
(6)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	18
(7)	職員の初任給の状況	20
(8)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(9)	級別職員数等の状況	22
(10)	職員の手当の状況	25
(11)	特別職の報酬等の状況	32
(12)	公営企業職員の状況	33
8	職員の競争試験及び選考の状況	40
(1)	採用試験の日程	40
(2)	採用試験の実施状況	47
(3)	採用選考の実施状況	49
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	50
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	52
11	不利益処分に関する不服申立ての状況	52

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数(平成19年度)

(人)

区分	部門	採用職種	採用者数	
試験	一般	上 級	48	
		中 級	7	
		初 級	3	
	教育	小・中学校事務職員	7	
		小・中学校栄養職員	5	
	警察	警察官 A	93	
		警察官 B	71	
		警察職員上級	3	
		警察職員初級	2	
	試験採用計			239
選考	一般	一般任期付	2	
		任期付研究員	1	
		身体障害者	1	
		外郭団体職員	1	
		看護師	76	
		医 師	16	
		理学療法士等	7	
		看護大学教員等	7	
		割 愛	9	
		再任用	36	
	教育	教 諭	340	
		養護教諭	15	
		寄宿舍指導員・実習助手	4	
		再任用	67	
	警察	警察官	0	
		警察職員	0	
		再任用	警察官	1
			警察職員	0
	選考採用計			583
	合 計			822

(2) 退職者数(平成19年度)

一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	25
	課長級	72
	課長補佐級以下	168
	計	265
早期	部長級	4
	課長級	9
	課長補佐級以下	209
	計	222
合 計		487

教育行政

(人)

区 分		事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	1	113	18	3	135
	教 頭	0	4	5	0	9
	教諭等	0	48	65	5	118
	事務・栄養職員	0	7	0	14	21
	計	1	172	88	22	283
早期	校 長	0	0	1	0	1
	教 頭	0	2	1	0	3
	教諭等	0	139	40	23	202
	事務・栄養職員	0	10	0	3	13
	計	0	151	42	26	219
合 計		1	323	130	48	502

警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	74
	警察職員	12
	計	86
早期	警察官	68
	警察職員	9
	計	77
合 計		163

(3) 定期異動の状況

異動者数(平成19年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	43
課 長 級	282
課長補佐級	416
係 長 級	631
そ の 他	1,212
計	2,584

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	28	100	30	4	162
教 頭	21	121	37	12	191
教諭等	58	1,916	612	182	2,768
事務・栄養職員	0	214	0	12	226
計	107	2,351	679	210	3,347

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,210
警察職員	98
計	1,308

昇任者数(平成19年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	18
課 長	87
課長補佐	149
係 長	181
計	435

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	3	108	13	2	126
教 頭	6	114	14	5	139
計	9	222	27	7	265

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	17
	警 部	22
警察職員	管理幹	3
	課長補佐	3
計		45

(4) 派遣職員数 (平成19年 4 月 1 日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

派 遣 先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	109	17	14
民間・NPO・大学	12	43	0
都道府県	1	0	12
省 庁 等	14	2	29
公益法人等	103	34	0
計	239	96	55

(5) 女性職員の登用状況 (平成19年 4 月 1 日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区 分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B / A (%)	
一般行政	部 長 級	83	1	1.2	
	課 長 級	568	19	3.3	
	課長補佐級	877	56	6.4	
	係 長 級	1,403	164	11.7	
	計	2,931	240	8.2	
教育行政	校 長	676	48	7.1	
	教 頭	724	95	13.1	
	計	1,400	143	10.2	
警察行政	警察官	警 視	119	0	0.0
		警 部	249	0	0.0
	警察職員	管理幹	20	0	0.0
		課長補佐	74	0	0.0
	計	462	0	0.0	

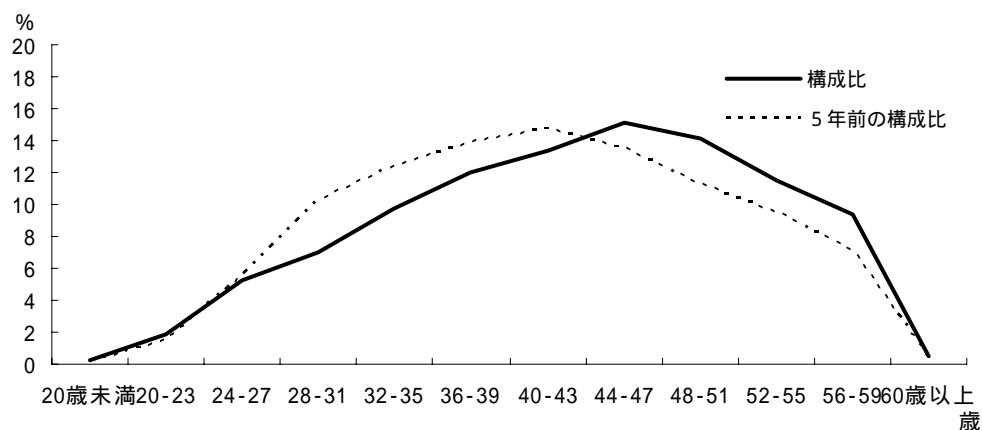
(6) 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
普通会計部門	議会	38	37	1	派遣職員の減、組織改正に伴う計上部門の変更等 組織改正に伴う計上部門の変更等 組織改正に伴う減、派遣職員の減等 組織改正に伴う減、派遣職員の減等
	総務企画	803	797	6	
	税務	284	286	2	
	民生	487	464	23	
	衛生	821	829	8	
	労働	157	152	5	
	農林水産	1,338	1,310	28	
	商工	326	320	6	
	土木	1,178	1,149	29	
	計	5,432	5,344	88	
	教育部門	18,855	18,632	223	児童・生徒数の減による減等
	警察部門	3,752	3,814	62	警察官の政令定員改正による増等
	小計	28,039	27,790	249	(参考：人口10万人当たり職員数 1,276.64人)
会計営企業等	病院	1,122	1,114	8	
	水道	57	55	2	
	下水道	5	5	0	
	その他	94	92	2	
	小計	1,278	1,266	12	
合計		29,317 [32,054]	29,056 [31,984]	261 [70]	(参考：人口10万人当たり職員数 1,334.80人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員(育休任期付職員)、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
2 []内は、条例定数(予算定数)の合計です。

年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	55人	540人	1,556人	2,060人	2,846人	3,530人	3,911人	4,423人	4,140人	3,367人	2,742人	146人	29,316人

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
29,599人	28,097人	1,502人	5.1%

(注) 長野県行財政改革プランは計画期間が異なるため、平成18年4月1日現在については、職員数の実績を、平成19年4月1日から平成22年4月1日までについては、同プランの目標数値を使用しました。

(参考) 長野県行財政改革プランにおける定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成19年4月1日	平成23年4月1日	1,556人の減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	18年～20年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目		
一般行政	職員数	6,966	6,813	6,710	6,610	-	
	増減		153	103	100	356(34.5%)	1,031
教育	職員数	18,947	18,924	18,855	18,632	-	
	増減		23	69	223	315(52.8%)	597
警察	職員数	3,686	3,749	3,752	3,814	-	
	増減		63	3	62	128(101.6%)	126
計	職員数	29,599	29,486	29,317	29,056	-	
	増減		113	169	261	543(36.2%)	1,502

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間です。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。
 4 一般行政部門は、公営企業部門を含みます。

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成19年度)

一般的な職員の勤務時間(平成19年4月1日現在)

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	40時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分
警察行政	40時間	8時30分	17時15分	12時15分～13時00分
		8時30分	12時30分	
		8時30分	21時30分	12時15分～13時00分 19時15分～19時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間及び休息時間については、校長が別に定めています。

(2) 休暇及び休業の状況(平成19年度)

休暇の取得状況

休暇は有給休暇と無給休暇に分けられ、有給休暇には事由を限らない年次休暇と、結婚、忌引、ボランティア活動など特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A (日)	B (日)	C (人)	B / C (日)	B / A (%)
	616,157	145,204.6	15,724	9.2	23.6

(注) 1 対象期間は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までです。

2 小・中学校教職員を除きます。

介護休暇	延取得者数 (人)
	48

療養休暇 (連続30日超)	延取得者数 (人)
	316

休業の取得状況

休業は比較的長期に渡って勤務を免除するもので、育児や介護のための休業があり、いずれも無給となります。

育児休業・部分休業		育児休業 取得者数 (人)	うち両休業 取得者数(人)	部分休業 取得者数 (人)
		男	6	0
女		1,182	3	36
計		1,188	3	43

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(3) 時間外(超過)勤務の状況(平成19年度)

区分		時間外勤務時間 (1人当たり)
教員及び小・中学校 職員を除く行政職員	本庁	147.0
	現地	77.9
	計	91.3
警察行政職員	警察本部	518.0
	警察署	510.0
	計	512.2

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数(平成19年度)

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

処分事由		処分の種類				(人)	
		降任	免職	休職	降給	計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	355		355	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	1			1	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	1	355	0	356	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数(平成19年度)

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

処分事由		処分の種類				(人)	
		戒告	減給	停職	免職	計	訓諭等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0	7
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	1	1	1	0	3	66
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	6	1	4	6	17	113
計		7	2	5	6	20	186

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員のサービス違反（平成19年度）

区 分	内 容	(人) 処分等者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	7
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		2
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		11

(2) 営利企業等の従事許可（平成19年度）

許可件数	従 事 内 容
92	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験の試験監督員 ・ 社会保険診療報酬審査委員 ・ 夜間急病センター等の非常勤医師 ・ 県出資法人の非常勤取締役 ・ 教育に関する講演

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実績(平成19年度)

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対 象 者	回 数 等	期 間	人 員
課 程 別 研 修	新規採用課程	新規採用職員 (病院看護職員を除く)	2 回	3泊4日	60
		新規採用職員 (病院看護職員に限る)	2 回	通研1日	80
		(体験研修に掲載)			
		新規採用職員 (病院看護職員を除く)	2 回	2泊3日	59
	小 計		6 回	-	199
	係長級課程	新任係長級職員	7 回	通研2日	206
	課長級課程	新任課長級職員	3 回	通研1日	94
計		16 回	-	499	
支 援 力 研 向 修 上	30歳コース	年度末年齢が30歳の職員	2 回	通研2日	40
	40歳コース	年度末年齢が40歳の職員	7 回	通研2日	217
	計		9 回	-	257
体 験 研 修	新規採用職員体験研修 (新規採用課程)	新規採用職員 (病院看護職員を除く)	8 会場	通研5日	60
	課長補佐級職員体験研修	新任課長補佐級職員	27 会場	通研3日	141
	計		35 -	-	201
選 択 研 修	論理的思考・表現力トレーニング研修	全職員	2 回	通研2日	84
	発想・創造力開発研修	全職員	1 回	通研2日	31
	問題解決能力向上研修	全職員	2 回	通研2日	45
	組織の危機管理研修	全職員	2 回	通研2日	51
	福祉の心養成研修	全職員	9 回	通研3日	12
	救命・緊急対応研修	全職員	2 回	1泊2日	38
	顧客サービス体験研修	全職員	5 回	通研3日	33
	プロジェクト管理研修	全職員	2 回	通研2日	43
	プレゼンテーション研修	全職員	2 回	通研2日	49
	協働型社会推進研修	全職員及び公募による県民、市町村職員等	1 回	通研2日	39
	公共マーケティング研修	全職員	1 回	通研2日	30
	折衝力・交渉力研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】	全職員及び市町村職員	2 回	通研2日	13
	政策形成研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】	全職員及び市町村職員	1 回	通研2日	8
	ディベート研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】	全職員及び市町村職員	1 回	通研2日	7
	政策法務研修 【市町村職員研修センター主催交流研修】	全職員及び市町村職員	1 回	通研2日	1
計		34 -	-	484	
通信研修		全職員	1 -	-	27
合 計			95 -	-	1,468

(2) 勤務成績の評定の状況 (平成19年度)

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行っています。

現在、現行の勤務評定制度に替わる業務目標と能力開発を柱とする新たな人事評価制度の導入を検討しているところです。

評定の回数	1回
評定の時期	平成19年11月～12月
評定の対象者数(人)	15,843

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況(平成19年度)

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

定期健康診断

対 象 者	(人) 受診者
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	8,337

人間ドック

対 象 者	(人) 受診者
< 一般行政 > (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 63歳, 65歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 64歳, 単身赴任2年目 < 教育行政 > (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 65歳以上の者 < 警察行政 > (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	8,098

特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	(人) 受診者
胃検診	4,793
有機溶剤取扱者特別検診	461
特定化学物質特別検診	413
放射線業務従事者特別検診	636
福祉施設等職員特別検診	154
と畜検査業務等従事者特別検診	107
VDT作業従事者健康診断	1,358
B型肝炎予防接種(ワクチン接種)	316
B型肝炎予防接種(抗原・抗体検査)	2,075
B型肝炎予防接種(追加接種)	271
結核予防接種	230
脳ドック	120
一日健診	0
女性健診	650
骨密度検査	127
深夜業健康診断	1,013
高気圧作業健康診断(潜水業務)	20
けん銃特練生健康診断(鉛)	26
騒音作業健康診断	6
運転業務従事者健康診断	132
石綿取扱者特別検診	88

(2) 共済組合の負担金・掛金 (平成19年度)

職員及びその扶養者の病気・負傷等についての給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数 (H20.3.31現在) (任意継続組合員を除く)		6,736 人	19,064 人	3,827 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,437,905 千円	4,221,743 千円	838,776 千円
	掛 金	1,430,290 千円	4,197,158 千円	837,716 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	161,255 千円	390,492 千円	82,183 千円
	掛 金	161,260 千円	390,403 千円	82,169 千円
長期給付に 要する費用	負 担 金	7,660,389 千円	23,143,910 千円	3,617,173 千円
	掛 金	3,447,962 千円	10,126,653 千円	1,869,264 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	13,558 千円	73,505 千円	15,044 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	57,166 千円	187,201 千円	34,557 千円
	事業補助	124,889 千円	230,753 千円	28,050 千円
	掛 金	57,196 千円	187,171 千円	34,556 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金 (平成19年度)

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数 (H20.3.31現在) A	7,326 人	18,200 人	3,836 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	315,064 千円	858,305 千円	155,431 千円
補助率 B / C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B / A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況(平成19年度)

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

常勤職員

区 分		職 員 数
	負 傷	230
	(死亡)	1
	疾 病	10
	(死亡)	2
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
	公務災害	240
	(死亡)	3
通勤災害		17
	(死亡)	0
合 計		257
	(死亡)	3

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

非常勤職員

区 分		職 員 数
	負 傷	2
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
	公務災害	2
	(死亡)	0
通勤災害		1
	(死亡)	0
合 計		3
	(死亡)	0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の 人件費率
19年度	2,176,806人	829,209,158千円	3,309,747千円	274,783,883千円	33.1%	33.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	28,038人	128,150,325千円	24,423,636千円	52,958,357千円	205,532,228千円	7,330千円

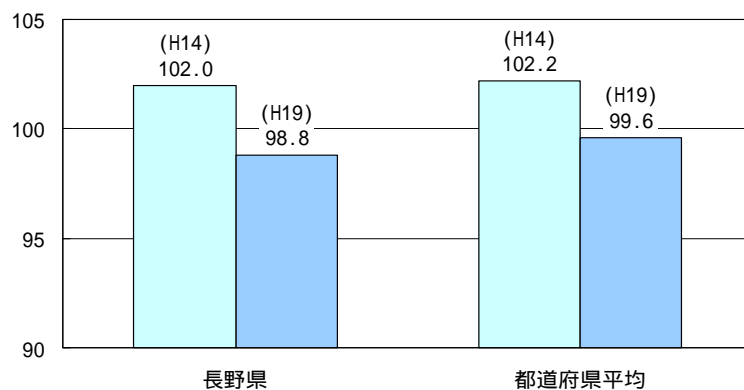
(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、19年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

厳しい財政状況に対応するため、特別職の給料又は報酬を減額していました。

区分	内容	期間
知事 副知事 教育長 常勤監査委員	給料を 30% 給料を 20% 給料を 20% 給料を 20%	平成 15 年 1 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日
議長 副議長 議員	報酬を 20% 報酬を 15% 報酬を 10%	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数：98.7

(H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出)

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 給与改定の状況

月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
19年度	409,155円	407,118円	2,037円 (0.50%)	0.42%	0.42%	0.35%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.49月	4.45月	0.04月	0.05月	4.50月	4.50月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.1歳	366,648円	432,505円	403,195円
国	40.7歳	325,724円		383,541円
都道府県平均	43.6歳	354,147円	436,429円	396,019円

技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	47.1 歳	650 人	335,604 円	373,396 円	360,400 円	民間の類似職種			
うち庁務技師	47.5 歳	259 人	339,058 円	376,479 円	366,920 円	うち用務員	53.9 歳	227.2 千円	1.66
うち給食技師	46.3 歳	62 人	326,906 円	368,356 円	346,809 円	うち調理士	41.7 歳	251.5 千円	1.46
うち道路技師	46.7 歳	59 人	327,676 円	367,590 円	356,808 円	うち建設機械運転工	53.7 歳	308.9 千円	1.19
うち通信技師	47.8 歳	46 人	336,080 円	358,519 円	347,699 円	うち内線電話交換手	41.2 歳	221.6 千円	1.62
うち運転技師	48.6 歳	36 人	340,925 円	392,443 円	369,698 円	うち自家用自動車運転者	56.3 歳	237.7 千円	1.65
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円				
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円				

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	6,138.5 千円	用務員	3,284.3 千円	1.87
給食技師	6,005.6 千円	調理士	3,367.0 千円	1.78
道路技師	6,047.3 千円	建設機械運転工	4,071.2 千円	1.49
通信技師	5,960.3 千円	内線電話交換手	3,023.5 千円	1.97
運転技師	6,353.1 千円	自家用自動車運転者	3,332.6 千円	1.91

（注）1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員、調理士及び自家用自動車運転者は平成 16～18 年の 3 カ年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

高等学校、特別支援学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.9歳	403,656円	457,736円
都道府県平均	44.4歳	401,470円	469,882円

小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	42.8歳	382,342円	431,457円
都道府県平均	43.8歳	389,710円	452,184円

警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	40.5歳	342,242円	447,817円	374,605円
国	42.0歳	332,446円		379,710円
都道府県平均	40.7歳	344,824円	493,047円	390,204円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(7) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分	長 野 県	国
一般行政職	大学卒	種183,800円 種170,200円
	高校卒	138,400円
技能労務職	高校卒	
	中校卒	
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	
	高校卒	
小・中学校教育職	大学卒	
	高校卒	
警 察 職	大学卒	種205,900円 種197,700円
	高校卒	157,900円

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	257,443円	328,205円	380,948円
	高校卒	226,500円	267,095円	309,437円
技能労務職	高校卒	210,700円	254,736円	301,260円
	中学卒			
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	309,002円	369,498円	404,403円
	高校卒			
小・中学校教育職	大学卒	313,187円	367,370円	399,857円
	高校卒			
警 察 職	大学卒	289,161円	331,593円	385,326円
	高校卒	250,666円	291,214円	334,913円

(9) 級別職員数等の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,633 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	20人	0.4%
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	50人	0.9%
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹又は技術幹の職務	204人	3.6%
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹又は技術幹の職務	458人	8.1%
5 級	1 本庁の課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長補佐の職務 4 主任企画員の職務	779人	13.8%
4 級	1 本庁の係長の職務 2 規模の小さい現地機関の課長の職務 3 現地機関の課長補佐の職務 4 企画員の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	2,318人	41.2%
3 級	主任の職務	797人	14.1%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	803人	14.3%
1 級	主事又は技師の職務	204人	3.6%

高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 4,004 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	101人	2.5%
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	132人	3.3%
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	3,666人	91.6%
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舍指導員の職務	105人	2.6%

小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 11,597 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	小学校又は中学校の校長の職務	604人	5.2%
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務	605人	5.2%
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	10,023人	86.5%
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	365人	3.1%

警察職

警察職の総職員数は3,322人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	17人	0.5%
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	37人	1.1%
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	52人	1.6%
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	70人	2.1%
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	446人	13.5%
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	1,038人	31.2%
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	518人	15.6%
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	728人	21.9%
1級	巡査の行う職務	416人	12.5%

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、前年の1月1日から12月31日までを評定期間として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

- 2 昇給への反映を前提とした人事評価制度が未実施であるため、当面の取扱いとして、基本的にはほとんどの職員を昇給区分に差を設けずに標準区分とし、勤務成績が特に良好であると認められる者として判定期間中の昇任者のみを上位区分としています。また、勤務成績が良好でない職員については、別途、勤務状況に係る勤務成績の判定により下位区分としています。

なお、現在、全職員を対象とした新たな人事評価制度を早期に導入するよう検討を進めているところです。

(10) 職員の手当の状況

長 野 県		国	
1人当たり平均支給額(19年度)1,857千円			
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分		(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.5月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>1 勤務実績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、前年の1月1日から12月31日までを評定期間として全職員に対して勤務実績の評定を実施しています。</p> <p>また、平成16年8月から、課長級以上の管理職員を対象に、勤勉手当の成績率への反映を目的とした業績に基づく人事評価制度(業績管理制度)を実施しています。</p> <p>2 業績管理対象者である課長級以上の管理職については、あらかじめ設定した業務目標に対する業績に対して、期末において5段階(A~E)の絶対評価を実施し、その評価結果に基づき成績率を決定しています。</p> <p>また、業績管理対象者以外の職員については、勤勉手当への反映を前提とした人事評価制度が未実施であるため、基本的には成績率に差を設けずに一律の支給を行い、勤務実績が良好でない職員については、別途、勤務状況に係る勤務実績の判定により成績率を決定しています。</p>

退職手当(平成19年4月1日現在)

長 野 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月	30.55月	勤続20年	23.5月	30.55月
勤続25年	33.5月	41.34月	勤続25年	33.5月	41.34月
勤続35年	47.5月	59.28月	勤続35年	47.5月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月	最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~50%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
		751千円			26,783千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績（19年度決算）		1,943,521 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（19年度決算）		62,868 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	24人	14%	14%
大阪市	3人	12%	12%
名古屋市	2人	12%	12%
長野県（長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市）	11,118人	1%	2%
長野県（上記以外）	17,879人	1%	0%
医師	145人	12%	12%
平均支給率		1.1%	0.8%

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

（平成 22 年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都	18 %	18 %
大阪市	15 %	15 %
名古屋市	12 %	12 %
長野県（長野市、松本市、 諏訪市）	1.5 %	3 %
長野県（上記以外）	1.5 %	0 %
医師	15 %	15 %

（注）国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		1,244,235 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		64,451 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		39.1 %		
手当の種類（手当数）		37		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
支給額の多い手当	教育職員 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、3,200円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	夜間看護等手当	病院、総合リハビリテーションセンター又は介護老人保健施設に勤務する職員 病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務 勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円） 正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し知事が人事委員会と協議して定める特別な事情の下での救急医療等の業務 勤務1回につき1,620円	
	刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）
	医療等業務手当	信濃学園、保健所、病院、介護老人保健施設又は総合リハビリテーションセンターに勤務する職員 医療等に関する業務に従事した職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	保健師、看護師又は准看護師である職員の、保健指導又は看護に関する業務 医師又は歯科医師である職員の、医療に関する業務 臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師である職員の、臨床検査、衛生検査、放射線又は施術に関する業務 理学療法士又は作業療法士である職員の、理学療法又は作業療法に関する業務	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、3,200円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	入学者選抜手当	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	1時間につき240円
	教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	業務1日につき100円
	死体処理手当	警察職員	人の死体の処理作業	作業1体につき3,200円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	3,669,787 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(19年度決算)	322 千円
支給実績（18年度決算）	3,801,640 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(18年度決算)	330 千円

その他の手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)									
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ		千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者</td> <td>2人まで1人につき6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 3人目以上は1人につき5,000円。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	2人まで1人につき6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 3人目以上は1人につき5,000円。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	4,149,399	253,336			
区分	手当の額													
配偶者	13,000 円													
子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	2人まで1人につき6,000円（扶養親族でない配偶者がある場合はそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 3人目以上は1人につき5,000円。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。													
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	国の制度 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅（新築又は購入から5年を経過していない場合）に居住する職員に対し支給。	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>〔家賃月23,000円以下〕 支給額 = 家賃相当額 - 10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額 = 12,500円 + (家賃相当額 - 23,000円) × 1/2 (最高支給限度額：27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>1,750円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手当の額	借家等	〔家賃月23,000円以下〕 支給額 = 家賃相当額 - 10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額 = 12,500円 + (家賃相当額 - 23,000円) × 1/2 (最高支給限度額：27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	3,500円	別居する配偶者のための自宅	1,750円	1,766,651	114,110
	区分		手当の額											
	借家等		〔家賃月23,000円以下〕 支給額 = 家賃相当額 - 10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額 = 12,500円 + (家賃相当額 - 23,000円) × 1/2 (最高支給限度額：27,000円)											
	別居する配偶者のための借家等		上記の2分の1の額											
自宅居住者	3,500円													
別居する配偶者のための自宅	1,750円													
		借家等 〔家賃月23,000円以下〕 支給額 = 家賃相当額 - 12,000円												
		〔家賃月23,000円超〕 支給額 = 11,000円 + (家賃相当額 - 23,000円) × 1/2												
		自宅 2,500円 別居する配偶者のための自宅には支給しない。												

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)	
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	国の制度 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円 2,775,321	円 108,981	
	区分					手当の額
	交通機関利用者					6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで
	交通用具使用者					使用距離に応じて2,440円～35,870円(自動車・バイク・自転車とも同額)。
	特急列車、高速道の加算		通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。(加算限度額30,000円)			
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。	異なる	国の制度 6,000～45,000円を加算	千円 434,481	円 303,833	
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ		千円 684,079	円 204,507	
	区分					手当の額(勤務1回につき)
	医師・歯科医師					20,000円
	病院(医師以外)					5,900円
	一般の宿日直					4,200円
	特別支援教育諸学校					6,900円
警察	7,200円					
別管理職員の勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。 勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ		千円 45,003	円 257,160	
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員(教員を除く)に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ		千円 771,502	円 129,773	
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ		千円 1,769,413	円 774,699	
	職					支給額
	部長級(行政職)					94,800円～130,700円
	課長級(行政職)					59,000円～80,700円
	学校の長					53,400円～74,300円
学校の教頭	34,700円～54,300円					

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)											
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ		千円	円											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="3">世帯主である職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> <th>その他の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>			世帯等の区分	世帯主である職員			扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	その他の職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	1,999,983	68,871
	世帯等の区分				世帯主である職員											
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員	その他の職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円													
初任給調整手当	<p>医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ 145,000円～269,300円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ 145,000円～269,300円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円	同じ		千円 395,729	円 2,300,747			
区分	手当の額															
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ 145,000円～269,300円															
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円															
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円															
務特 手地 当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合(1級地1/100～2級地2/100)を乗じて得た額を支給。	同じ		千円 6,384	円 93,876											
夜勤 手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ		千円 268,820	円 81,189											
普及 手業 当改 良	農林業普及改良業務に従事する職員に対し、給料月額に支給割合4/100を乗じて得た額を支給。	同じ		千円 60,534	円 230,167											
へき 地 手 当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合(1級地1/100～3級地3/100)を乗じて得た額を支給。	同じ		千円 49,548	円 75,878											
員義 特務 手教 当育 等教	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、5,000円から20,200円の範囲内で支給。	同じ		千円 2,935,170	円 160,813											
教育 手定 当時 制 通 信	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする校長、教諭に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭には2,000円を加算。	同じ		千円 66,427	円 249,725											
育産 手業 当業 教	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭に対し、20,000円又は12,000円を支給。	同じ		千円 114,513	円 231,807											

(11) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	知 事	945,000円 (1,350,000円)
	副 知 事	832,000円 (1,040,000円)
報 酬	議 長	832,000円 (1,040,000円)
	副 議 長	773,500円 (910,000円)
	議 員	765,000円 (850,000円)
期 末 手 当	知 事	(19年度支給割合) 3.35月分
	副 知 事	(19年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		135万円×在職月数×0.8 5,184.0万円 任期毎
	副 知 事	104万円×在職月数×0.6 2,995.2万円 任期毎
	備 考	知事の現任期に係る退職手当は支給しない。

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職 員給与費比率 B / A %	(参考) 18年度の総費用に占め る職員給与費比率 %
19年度					
電気事業	3,199,380	54,762	371,937	11.6	11.7
水道事業	4,298,551	539,370	476,910	11.1	11.2

区 分	職員数 A 人	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
19年度						
電気事業	53	229,478	44,135	98,324	371,937	7,018
水道事業	65	291,011	60,392	125,507	476,910	7,337

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、19年3月31日現在の人数です。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	42.6歳	378,923円	584,807円
	団体平均	40.8歳	368,002円	587,939円
水道事業	長野県	46.4歳	393,323円	611,423円
	団体平均	45.3歳	404,239円	653,434円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長野県	
1人当たり平均支給額(19年度)	
電気事業	1,855千円
水道事業	1,931千円
(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
3.0月分	1.5月分
(1.6)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

	長	野	県
(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続 20年	23.5 月		30.55月
勤続 25年	33.5 月		41.34月
勤続 35年	47.5 月		59.28月
最高限度額	59.28月		59.28月
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～50%加算)			
1人当たり平均支給額			
電気事業	2,834千円		27,819千円
水道事業	- 千円		26,092千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、19 年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給実績(19年度決算)		7,196 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(19年度決算)		60,981 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
電気事業(全県)	1.0	53	1.0
水道事業(全県)	1.0	65	1.0

(平成 22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
	%	%
電気事業(全県)	1.5	1.5
水道事業(全県)	1.5	1.5

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

工 特殊勤務手当（平成 19 年 4 月 1 日現在）

支給総額（19年度決算）		電気事業 水道事業	千円 392 397																			
支給職員 1 人当たり平均支給年額（19年度決算）		電気事業 水道事業	円 13,999 19,843																			
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）		電気事業 水道事業	% 52.8 30.8																			
手当の種類（手当数）		電気事業 水道事業	電気事業及び水道事業合計で 5																			
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																			
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																			
		地上又は水面上 5 メートル以上 15 メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																			
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地下 15 メートル以上の縦坑（直径が 15 メートル未満のものに限る。）で行う作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																			
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下 2 メートル以上の深所又は地下 5 メートル以上の縦坑（直径が 5 メートル未満のものに限る。）で行う作業	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																			
		土砂の崩落の危険があるすい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																			
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜 20 度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1 日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)																			
		普通高圧以上の活線作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																			
		特別高圧送電線路上における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																			
		水圧鉄管の内部作業	1 日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)																			
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1 日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																			
		次の範囲内で活線に接して行う作業		1 日につき 200 円 (4 時間未満の場合 120 円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分</th> <th colspan="3">距離区分</th> </tr> <tr> <th>活線の電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>メートル以内 0.4</td> <td>メートル以内 0.8</td> <td>メートル以内 0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>		距離区分	距離区分			活線の電圧区分	頭上	側面	足下	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	メートル以内 0.4	メートル以内 0.8	メートル以内 0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5
距離区分	距離区分																					
活線の電圧区分	頭上	側面	足下																			
3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	メートル以内 0.4	メートル以内 0.8	メートル以内 0.8																			
22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																			
154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																			

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	職員	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの (1) 送電線路補修作業 (2) 外線作業 (3) 主要機器の分解補修及び吊付けの作業 (4) 屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 (4時間未満の場合120円)
		大規模なダム建設工事現場(当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。)で行う作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円(2時間未満の場合360円)。この場合において、作業が日没から日の出までの間(以下「夜間」という。)に行われるときは900円(2時間未満の場合540円)
		重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難監視又は広報宣伝の作業	1日につき400円(2時間未満の場合240円)。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円(2時間未満の場合360円)
		道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは渋滞する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定等の作業	1日につき300円 (2時間未満の場合180円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
取水口危険作業	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
有害物取扱	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
用地交渉手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
浄水検査	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）		千円
電気事業	10,253	
水道事業	18,857	
職員1人当たり平均支給年額 （19年度決算）		千円
電気事業	223	
水道事業	314	
支給実績（18年度決算）		千円
電気事業	10,973	
水道事業	21,442	
職員1人当たり平均支給年額 （18年度決算）		千円
電気事業	224	
水道事業	370	

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （19年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （19年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円	円
	区分	手当の額		電気事業	電気事業
	配偶者	13,000円		9,097	239,395
	子、孫、 父母、 祖父母、 弟妹、 重度心身 障害者	2人まで1人につき 6,000円（扶養親族でない 配偶者がある場合はその うち1人については 6,500円、職員に配偶者が ない場合はそのうち1人 については11,000円）。 3人目以上は1人につき 5,000円。 なお、扶養親族である子 のうち、満15歳に達する 日後の最初の4月1日か ら満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの 間にある子については、 当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額 を当該子の扶養手当の月 額とする。		水道事業	水道事業
			12,036	256,074	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)	
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。	同じ		千円	円	
	区分			手当の額	電気事業	電気事業
	借家等			〔家賃月23,000円以下〕 支給額 = 家賃相当額 - 10,500円 〔家賃月23,000円超〕 支給額 = 12,500円 + (家賃相当額 - 23,000円) × 1/2 (最高支給限度額: 27,000円)	3,109	100,274
	別居する配偶者のための借家等			上記の2分の1の額	水道事業	水道事業
	自宅居住者			3,500円	3,529	75,085
別居する配偶者のための自宅	1,750円					
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	同じ		千円	円	
	区分			手当の額	電気事業	電気事業
	交通機関利用者			6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額: 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで	5,526	131,577
	交通用具使用者			使用距離に応じて2,440円~35,870円(自動車・バイク・自転車とも同額)。	水道事業	水道事業
特急列車、高速道の加算	通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。(加算限度額30,000円)	8,750	143,447			

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)										
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	同じ		千円 電気事業 1,392 水道事業 900	円 電気事業 348,000 水道事業 300,000										
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額 (勤務1回につき)</th> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> </table>	区分	手当の額 (勤務1回につき)	一般の宿日直	4,200円	同じ		千円 電気事業 38 水道事業 42	円 電気事業 4,725 水道事業 5,250						
区分	手当の額 (勤務1回につき)														
一般の宿日直	4,200円														
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内(勤務が6時間を超える場合には18,000円以内)の額とする。	同じ		千円 電気事業 - 水道事業 -	円 電気事業 - 水道事業 -										
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものに対して給料月額に次の割合を乗じて得た額を支給。 <table border="1"> <tr> <th>職</th> <th>支給割合</th> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </table>	職	支給割合	部長級	94,800円～130,700円	課長級	59,000円～80,700円	同じ		千円 電気事業 7,047 水道事業 4,898	円 電気事業 1,006,764 水道事業 979,536				
職	支給割合														
部長級	94,800円～130,700円														
課長級	59,000円～80,700円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増高分を補填する趣旨で、11月から3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	同じ		千円 電気事業 3,878 水道事業 4,929	円 電気事業 77,569 水道事業 75,833
世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員												
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
特勤地手当	生活の著しく不便な山間地に所在する現地機関等として管理者が指定するものに勤務する職員に対して、給料月額に1/100の支給割合を乗じて得た額を支給。	同じ		千円 電気事業 210	円 電気事業 42,034										
夜間勤務手当	正規の勤務時間外として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ		千円 水道事業 2,051	円 水道事業 256,354										

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程(平成19年度)

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の又はを満了す人で及びを満了す人。昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市 松本市	7月20日、 23日～27日 長野市	8月9日
	社会福祉	次の又はを満了す人で及び並びにを満了す人。昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人(平成20年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。)			
	心理	次の又はを満了す人で及びを満了す人。昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の又はを満了す人で及びを満了す人。昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	機械	次の 又は を満たす人で 及び を満たす人。昭和47 年4月2日から昭和61年4月 1日までに生まれた人 昭 和61年4月2日以降に生まれ た人で、学校教育法による大 学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は平成20年3月ま でに卒業見込みの人 日本 国籍を有する人 地方公務 員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人	6月24日 長野市 松本市	7月20日、 23日～27日 長野市	8月9日
	化学	次の 又は を満たす人で 及び を満たす人。昭和47 年4月2日から昭和61年4月 1日までに生まれた人 昭 和61年4月2日以降に生まれ た人で、学校教育法による大 学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は平成20年3月ま でに卒業見込みの人 日本 国籍を有する人 地方公務 員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人			
	総合土木	次の 又は を満たす人で 及び を満たす人。昭和47 年4月2日から昭和61年4月 1日までに生まれた人 昭 和61年4月2日以降に生まれ た人で、学校教育法による大 学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は平成20年3月ま でに卒業見込みの人 日本 国籍を有する人 地方公務 員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人			
	建築	次の 又は を満たす人で 及び を満たす人。昭和47 年4月2日から昭和61年4月 1日までに生まれた人 昭 和61年4月2日以降に生まれ た人で、学校教育法による大 学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は平成20年3月ま でに卒業見込みの人 日本 国籍を有する人 地方公務 員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人			
	林業	次の 又は を満たす人で 及び を満たす人。昭和47 年4月2日から昭和61年4月 1日までに生まれた人 昭 和61年4月2日以降に生まれ た人で、学校教育法による大 学(短期大学を除く。)を卒 業した人又は平成20年3月ま でに卒業見込みの人 日本 国籍を有する人 地方公務 員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	薬剤師	次の 又は を満たす人で 及び 並びに を満たす人。 昭和47年4月2日から昭和 61年4月1日までに生まれた 人 昭和61年4月2日以降 に生まれた人で、学校教育法 による大学(短期大学を除 く。)を卒業した人又は平成 20年3月までに卒業見込みの 人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定 する欠格条項に該当しない人 薬剤師の免許を有する人 (平成20年の春までに行われ る国家試験により、当該免許 を取得する見込みの人を含 む。)	6月24日 長野市 松本市	7月20日、 23日～27日 長野市	8月9日
	保健師	次の 又は を満たす人で 及び 並びに を満たす人。 昭和47年4月2日から昭和 61年4月1日までに生まれた 人 昭和61年4月2日以降 に生まれた人で、学校教育法 による大学(短期大学を除 く。)を卒業した人又は平成 20年3月までに卒業見込みの 人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定 する欠格条項に該当しない人 保健師の免許を有する人 (平成20年の春までに行われ る国家試験により、当該免許 を取得する見込みの人を含 む。)			
	管理栄養士	次の 又は を満たす人で 及び 並びに を満たす人。 昭和47年4月2日から昭和 61年4月1日までに生まれた 人 昭和61年4月2日以降 に生まれた人で、学校教育法 による大学(短期大学を除 く。)を卒業した人又は平成 20年3月までに卒業見込みの 人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定 する欠格条項に該当しない人 管理栄養士の免許を有する 人(平成20年の春までに行われ る国家試験により、当該免 許を取得する見込みの人を含 む。)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床検査 技師	次のすべてを満たす人 昭 和47年4月2日から昭和62年 4月1日までに生まれた人 臨床検査技師の免許を有す る人又は平成20年の春まで に取得見込みの人 地方公務 員法第16条に規定する欠格条 項に該当しない人	9月23日 長野市、松本市	10月23日 長野市	11月14日
	診療放射 線技師	次のすべてを満たす人 昭 和47年4月2日から昭和62年 4月1日までに生まれた人 診療放射線技師の免許を有 する人又は平成20年の春まで に取得見込みの人 地方公 務員法第16条に規定する欠格 条項に該当しない人			
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 昭 和61年4月2日から平成2年 4月1日までに生まれた人 日本国籍を有する人 地 方公務員法第16条に規定する 欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市、松本市	10月23日、25日 長野市	11月14日
	農業	次のすべてを満たす人 昭 和61年4月2日から平成2年 4月1日までに生まれた人 日本国籍を有する人 地 方公務員法第16条に規定する 欠格条項に該当しない人			
	総合土木	次のすべてを満たす人 昭 和61年4月2日から平成2年 4月1日までに生まれた人 日本国籍を有する人 地 方公務員法第16条に規定する 欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人 昭 和61年4月2日から平成2年 4月1日までに生まれた人 日本国籍を有する人 地 方公務員法第16条に規定する 欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の又はを満たす人で及びを満たす人。昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市 松本市	7月19日 長野市	8月9日
	鑑識法医	次の又はを満たす人で及びを満たす人。昭和47年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市、松本市	10月22日 長野市	11月14日
長野県警察官採用試験(A) (平成19年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人昭和53年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成19年9月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月13日 長野市、松本市	6月11日～15日 長野市	7月3日
	女性	次のすべてを満たす人昭和53年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成19年9月までに卒業見込みの人日本国籍を有する人地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月13日 長野市、松本市	6月11日～15日 長野市	7月3日
	女性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月8日 長野市、松本市	8月22～24日 長野市	9月12日
長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第3回)	男性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月16日 長野市、松本市	10月15日～19日 長野市	11月14日
	女性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験(B) (平成19年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人を除く。 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月13日 長野市、松本市	6月11日～15日 長野市	7月3日
長野県警察官採用試験(B) (平成20年4月採用)	男性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人を除く。 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月16日 長野市、塩尻市	10月15日～19日 長野市	11月14日
	女性	次のすべてを満たす人 昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成20年3月までに卒業見込みの人を除く。 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験	学校栄養	次のすべてを満たす人 昭和47年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 栄養士の免許を有する人又は平成20年3月31日までに取得見込みの人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市、松本市	10月26日 長野市	11月14日
長野県市町村立小中学校事務職員採用試験	小中事務	次のすべてを満たす人 昭和47年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 日本国籍を有する人 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市、松本市	10月25日、26日 長野市	11月14日

(2) 採用試験の実施状況 (平成19年度)

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A / B
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	70名程度	970	761	113	102	67	11.4
	社会福祉	10名程度	140	119	11	10	9	13.2
	心理	若干名	65	58	10	10	5	11.6
	農業	10名程度	92	75	14	14	9	8.3
	機械	〃	38	28	8	8	6	4.7
	化学	若干名	54	48	10	9	6	8.0
	総合 土木	20名程度	139	101	28	26	22	4.6
	建築	若干名	11	5	3	3	2	2.5
	林業	〃	47	35	5	5	3	11.7
	薬剤師	〃	18	17	7	6	4	4.3
	保健師	15名程度	59	49	19	19	18	2.7
	管理 栄養士	若干名	46	38	8	8	6	6.3
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	若干名	27	23	10	8	3	7.7
	診療放射線技師	〃	10	10	3	3	2	5.0
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	10名程度	96	88	20	15	9	9.8
	農業	若干名	10	10	3	3	2	5.0
	総合 土木	〃	3	3	1	1	1	3.0
	林業	〃	17	15	2	2	1	15.0

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A / B
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	10名 程度	93	65	20	19	12	5.4
	鑑識 法医	若干名	46	34	5	5	1	34.0
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	10名 程度	65	55	41	36	10	5.5
長野県警察官採用試験(A) (平成19年10月採用)	男性	35名 程度	149	124	66	59	29	4.3
	女性	5名 程度	23	22	10	9	6	3.7
長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第1回)	男性	50名 程度	201	163	90	76	50	3.3
	女性	10名 程度	49	38	20	16	11	3.5
長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第2回)	男性	25名 程度	377	247	148	122	64	3.9
長野県警察官採用試験(A) (平成20年4月採用第3回)	男性	10名 程度	202	120	53	49	10	12.0
	女性	5名 程度	48	33	12	10	4	8.3
長野県警察官採用試験(B) (平成19年10月採用)	男性	20名 程度	207	154	81	75	24	6.4
長野県警察官採用試験(B) (平成20年4月採用)	男性	40名 程度	286	226	138	127	40	5.7
	女性	10名 程度	60	50	34	33	10	5.0
長野県市町村立小中学校栄養 職員採用試験	学校 栄養	若干名	54	42	8	6	4	10.5
長野県市町村立小中学校事務 職員採用試験	小中 事務	若干名	323	260	20	20	6	43.3

(3) 採用選考の実施状況 (平成19年度)

民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

未実施

身体障害者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採 用 予 定 者 数 (人)	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (%) A / B
事務	松本地方事務所その他の の中信地区の現地機関	若干名	13	13	1	13.0
小中事務	長野市内の小中学校	若干名	6	5	1	5.0

技能労務職員採用選考考査

未実施

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成19年）

第1 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

職員と民間（企業規模 50 人以上）の本年 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) (C / B × 100)
409,155 円	407,118 円	2,037 円 (0.50%)

イ 特別給

民間において、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A) - (B)
4.49 月分	4.45 月分	0.04 月分

(2) 給与改定の基本的考え方及び内容

月例給、特別給ともに職員が民間を下回ることから、できるだけ民間給与との均衡等を図るため、次の事項について改定する必要があります。

ア 給料表

初任給を中心に若年層に限定した給料月額の上上げ（中高年齢層は据置き）

改定率	行政職 1 級 0.72%、2 級 0.17%、3 級 0.0%。4 級以上は改定なし
改定例	行政職上級 172,200 円（現行 170,200 円）
（初任給）	行政職初級 140,100 円（現行 138,400 円）

イ 諸手当

(ア) 扶養手当

民間の支給状況等を考慮し、子等に係る支給月額を 500 円引上げ
（6,000 円 6,500 円）

(イ) 地域手当

できるだけ民間給与水準との均衡を図るため、今後の改定分(0.5%)の一部を繰り上げて改定（県内 1.0% 1.3%）

(ウ) 期末・勤勉手当

民間の支給割合等を考慮し、年間支給月数を引上げ（4.45 月分 4.50 月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

	期末手当	勤勉手当	合計
現 行	3.0 月	1.45 月	4.45 月
改定後	3.0 月	1.50 月	4.50 月

ウ 実施時期

平成 19 年 4 月 1 日（イのウ） 期末・勤勉手当については、平成 19 年 12 月 1 日）

2 給与構造の改革（平成 20 年 4 月 1 日実施）

平成 18 年度から実施している給与構造の改革を計画的かつ着実に実施するため、地域手当について、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の支給割合を県内にあつては 1.5%とします。

第 2 人事管理に関する課題

1 能力と実績に基づく人事管理の推進

(1) 人事評価制度の整備

任命権者において検討が進められているところですが、関係法令の改正に係る動向等を念頭に置いて、信頼性のある人事評価制度を円滑に導入できるよう、評価基準の妥当性や手続の実効性等を検討・検証するとともに、関係者間で十分な協議を行い、職員の理解を得ながら進めることが重要です。

(2) 女性職員の登用促進

第二次長野県男女共同参画計画に則り、女性職員の登用促進・職域拡大等取組指針で定めた登用目標の達成等へ向けて、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

2 職員の勤務時間等

(1) 時間外勤務の縮減

平成 18 年度の時間外勤務は前年度と比較して大きく減少していますが、時間外勤務が長時間に及んでいる職場にあつては、一層の縮減に向け、引き続き業務の適正配分等に努める必要があります。

(2) 年次休暇等の取得促進

職員の心身両面の健康保持や公務能率の維持向上等を図るため、年次休暇等を取得しやすい環境整備に努める必要があります。また、子育てを行う職員が働きやすい環境整備に引き続き努めていく必要があります。

(3) 民間の所定労働時間の状況

本県の民間企業の平均所定労働時間は 1 日当たり 7 時間 47 分、1 週間当たり 38 時間 59 分となっています。人事院では、来年を目途として、勤務時間の見直しに関する勧告を行うこととしていますが、本県における勤務時間については、国の見直し内容等を十分考慮し、慎重に検討する必要があります。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成19年度）

事案名	要求者	要求内容	要求年月日	判定及び判定年月日
なし				

11 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成19年度）

事案名	不服申立人	申立て内容	請求年月日	判定及び判定年月日
平成17年（不）第1号 不利益処分審査請求 事案	技術吏員	停職処分取消	H17.1.21	処分修正 H19.8.9
平成17年（不）第2号 不利益処分審査請求 事案	技術吏員	停職処分取消	H17.1.21	処分修正 H19.8.9
平成18年（不）第3号 不利益処分審査請求 事案	元高等学校 教諭	免職処分取消	H18.11.6	審査中
平成19年（不）第1号 不利益処分審査請求 事案	公立学校教員	停職処分取消	H19.1.9	請求取下げ H19.8.2